

株 主 各 位

第111期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2019年5月28日

三櫻工業株式会社

目 次

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制 … 1 頁
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 … 4 頁
3. 連結株主資本等変動計算書 … 5 頁
4. 連結計算書類の連結注記表 … 6 頁
5. 株主資本等変動計算書 … 16 頁
6. 計算書類の個別注記表 … 17 頁

上記の事項は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sanoh.com/ja/ir/>) に掲載されることにより、株主の皆様に提供したとみなされる情報です。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業理念に基づき社会的責任への取組を明確にした三桜グループ行動憲章・行動規範および諸規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- ② 取締役会は、法令および定款に従い、取締役会への報告基準、付議基準を定め、業務執行を決定する。
- ③ 代表取締役は、取締役会の決議事項の業務執行、取締役会および社内規則により委任された事項についての決定ならびに業務執行を行う。
- ④ 代表取締役、取締役は、職務執行に関し取締役会に報告し相互に監視を行う。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務執行に関し社内規則に基づき監査を行う。
- ⑥ 意思決定において、社内スタッフおよび外部専門家の意見聴取を徹底し、判断に関する合理性、適法性を確保する。
- ⑦ 当社および当社グループ各社の役員、使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行うとともに、ITを活用したモニタリングおよび社内法務スタッフおよび外部専門家の意見聴取の徹底を通じてコンプライアンスの浸透を行っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役の職務の執行に係る以下の文書およびその他の重要な情報（電磁的記録を含む。以下同じ。）の保存および管理に関する規程に基づき保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録および関連資料
- ② 取締役会議事録および関連資料
- ③ その他の重要な会議の議事録および関連資料
- ④ 取締役を決定者とする決定書類および関連書類
- ⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会およびその他の重要な会議に、当社および当社グループ会社の代表取締役および各業務担当取締役、執行役員、経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
- ② 当社および当社グループ会社において危機が発生した場合は、全社対策本部および現地対策本部を設置し、相互に連携して対応する。
- ③ 諸リスクへの対応については、当社および当社グループ会社の所管部門において規程の制定、教育の実施等の体制整備を推進する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は、独立社外取締役とする。
 - ② 取締役会において、選任された執行役員が取締役会にて定められた担当職務を遂行する執行役員制度により、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化がされており、取締役会は経営戦略の決定および取締役ならびに執行役員の業務執行の監督を行っている。
 - ③ 代表取締役および各業務担当取締役・執行役員の業務の執行に関し、取締役会はITを活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行う。これらの仕組みは、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、隨時見直すべきものとする。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社および当社グループ会社の取締役および使用人等の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために、三桜グループ行動憲章・行動規範および諸規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築し、グループ規程類の整備をする。
 - ② 代表取締役、取締役、執行役員は、それぞれの職務分掌に従い当該グループ会社の取締役および使用人等の職務の執行状況、経営状況等についてITを活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行い、当該グループ会社の取締役および使用人等に指導を行う。
 - ③ 当社グループ会社の取締役および使用人等の業務執行に関し、ITを活用し効率的な業務遂行に取組んでおり、これらの仕組みは、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、隨時見直すべきものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役と協議のうえ、専任または内部監査業務を兼任するスタッフを置くものとする。
 - ② 当該使用人は、取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するために、監査役の指揮命令下に置くものとする。
 - ③ 当該使用人の人事・異動・評価等については監査役と協議し同意を得たうえで行うものとする。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 代表取締役、取締役、執行役員および使用人は、取締役会等その他重要な会議において隨時その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、以下に定める事項について速やかに監査役に対し報告を行う。
- ア. 当社および当社グループの信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
- イ. 当社および当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
- ウ. その他上記ア、イに準じる事項
- ② 当社および当社グループの取締役、執行役員および使用人は、監査役が当社および当社グループの事業および財産の状況に関する報告を求めた場合、または調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 監査役に報告を行った者が、当該報告を理由とし不利益な扱いを受けないことを確保する。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用や債務について年度計画に基づく予算を設定する。
- ② 監査役会は、監査役会規則、監査基準を定め、取締役会、その他重要な会議に出席するほか、ITを活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行う。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人に報告を求めるとともに、意見および情報の交換を行う。
- (9) 反社会的勢力を排除するための体制
- 当社は、「三桜グループ行動憲章・行動規範」において、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で対応する方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、法務・CSR部を対応窓口として、警察などの外部専門機関と緊密な連携をとり、毅然とした態度で対応する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

当社は、「三桜グループ行動憲章・行動規範」に基づき、役員および従業員に対し、コンプライアンスに関する意識向上のため、研修を通じて定期的に社内教育を実施いたしました。また、社外の弁護士を窓口とした内部通報窓口を設置しており、内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む制度の利用ルールの周知を図っております。

(2) リスク管理体制について

当社グループにおける新規投資等の重要案件に関し、審議する会議体を設け審議を行いました。会議体には業務執行を担う取締役のほか、社外取締役および監査役も適宜出席し、意見を述べております。また、一定額を超える重要案件につきましては、取締役会において審議、決議を行いました。

(3) 監査役監査の実効性を確保する体制について

当社は、業務監査室、経営企画部および法務・CSR部が監査役監査を支える体制をとっております。また、社内インターネット等のITを活用することにより各監査役が監査上必要な情報を入手する仕組みを導入し、監査役への報告および情報提供体制の強化により、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
2019年3月31日まで)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,481	2,365	35,075	△477	40,444
当連結会計年度変動額					
剩 余 金 の 配 当			△910		△910
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△8,525		△8,525
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引による親会社の持分変動		—			—
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△9,435	△0	△9,435
当連結会計年度期末残高	3,481	2,365	25,640	△477	31,009

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 働 差 額 金	為 替 換 算 定	退 職 給 付 に 係 する 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	4,517	△2,044	△47	2,427	3,236	46,107
当連結会計年度変動額						
剩 余 金 の 配 当						△910
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△8,525
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引による親会社の持分変動						—
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△1,207	△1,329	85	△2,451	425	△2,026
当連結会計年度変動額合計	△1,207	△1,329	85	△2,451	425	△11,461
当連結会計年度期末残高	3,310	△3,372	38	△24	3,661	34,646

連結注記表

I. 連結計算書類作成の基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

35社（サンオー アメリカ Inc.他34社）

新規に設立いたしましたフルトン精機株式会社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお中部三櫻株式会社は、清算結了したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数

なし

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社数

なし

(2) 持分法非適用会社数

関連会社 2社

（サンオー フルトン（フィリピンズ）Inc.他1社）

関連会社 2社（サンオー フルトン（フィリピンズ）Inc.他1社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。なお前連結会計年度において、持分法非適用関連会社であった蕪湖三櫻行通汽車部件製造有限公司の出資持分の全てを当連結会計年度に売却しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちサンオー アメリカ Inc.他27社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

製品及び仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額について
は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額について
は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

なお、在外連結子会社は定額法

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支出に備えて、賞与支給見込額の当連結会計期間負担額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の品質保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額および個別案件に対する見積額を計上しております。

④ 役員退職引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、2007年6月27日付で役員退職慰労金制度を廃止したため、同日以降新規の引当計上を停止し、現任取締役及び監査役が同日以前に在任していた期間に応じて引当計上した額を計上しております。一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

II. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(単位：百万円未満四捨五入)

建物	土地	合計
11	110	120

上記物件は、短期借入金18百万円の担保に供しております。

2. 財務制限条項

当社は、取引金融機関とシンジケーション方式タームローン契約（総額3,000百万円）を締結しておりますが、当該契約には下記のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 各連結会計年度末の連結純資産額を、その直前の連結会計年度末又は2015年3月期末の連結純資産額のうち、いずれか大きい金額の75%以上とすること
- ② 2連結会計年度連続で連結営業利益をマイナスとしないこと

3. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的運用のため取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。契約極度額は10,000百万円ですが、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。

4. 偶発債務

- (1) 当社及び当社の米国子会社は、自動車部品に関する競争法違反行為により損害を蒙ったとして、カナダにおいて損害賠償等を求める集団訴訟を提起されております。現時点では、当該訴訟が業績に与える金額及び時期を合理的に見積もることが出来ないため、その影響を連結財務諸表に反映していません。
- (2) 当社のメキシコ子会社が過去に製造した自動車用部品に関連し、当該部品を組み込んだ自動車の品質問題が発生しており、当社のメキシコ子会社が得意先から費用の負担を求められております。これらについて、合理的に見積りが可能な費用負担見込額を製品保証引当金として計上しておりますが、今後の交渉状況等によっては当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。なお、現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であります。

IV. 連結損益計算書に関する注記

1. 製品保証引当金繰入額

当社の米国子会社及びメキシコ子会社が過去に製造・販売した自動車用部品の一部の製品に関連し、得意先で当該製品を組み込んだ自動車の品質問題が発生いたしました。これに関連して、現時点において合理的に見積もることのできる当社グループの負担金額を特別損失として計上しております。

2. 和解金

当社及び当社の米国子会社は、自動車部品に関する競争法違反行為により損害を蒙ったとして、2017年より米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所において損害賠償等を求める集団民事訴訟を提起されておりましたが、本件訴訟の長期化に伴う訴訟関係費用の増大や経営に与える影響等を総合的に勘案し、原告である最終購入者および自動車ディーラーとの間で協議を進めた結果、2019年4月10日に和解合意に至り、当該和解金額を特別損失として計上しております。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	37,112,000株
自己株式	716,753株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月22日 取締役会	普通株式	455百万円	12円50銭	2018年3月31日	2018年6月1日
2018年11月13日 取締役会	普通株式	455百万円	12円50銭	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

① 取締役会決議予定日	2019年5月22日
② 配当金の総額	455百万円
③ 配当の原資	利益剰余金
④ 1株当たり配当額	12円50銭
⑤ 基準日	2019年3月31日
⑥ 効力発生日	2019年5月29日

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円未満四捨五入)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	15,505	15,505	—
(2) 受取手形及び売掛金	19,123	19,123	—
(3) 電子記録債権	472	472	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	8,152	8,152	—
(5) 支払手形及び買掛金	(10,265)	(10,265)	—
(6) 電子記録債務	(5,202)	(5,202)	—
(7) 未払金	(4,219)	(4,219)	—
(8) 未払法人税等	(311)	(311)	—
(9) 短期借入金	(23,025)	(23,025)	—
(10) 長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金を含む)	(11,212)	(11,230)	△18
(11) 長期未払金	(713)	(715)	△2

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはば等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券は、その他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価の差額は以下の通りです。

(単位：百万円未満四捨五入)

	取 得 原 価	連結貸借対照表 計 上 額	差 頓
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの	3,361	8,076	4,715
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの	79	76	△4
合 計	3,440	8,152	4,711

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 未払金、(8) 未払法人税等及び(9) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

変動金利の借入金は、市場金利に連動してその都度金利変更されているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

固定金利の借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) 長期末払金

長期未払金の時価の算定は、一定の期間で区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額476百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 851円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 234円24銭 |

VIII. その他の注記

1. 減損損失

(1) 減損損失を計上した資産

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失5,311百万円を計上しました。内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円未満四捨五入)

会社名	場所	用途	減損額	内訳
三櫻工業(株)	車輛配管第一事業部 (埼玉県加須市等)	自動車部品 製造用設備	293	建物及び構築物 10
				機械装置及び運搬具 138
				工具器具備品 122
				その他 24
	車輛配管第二事業部 (滋賀県甲賀市等)	自動車部品 製造用設備	178	建物及び構築物 20
				機械装置及び運搬具 132
				工具器具備品 9
				その他 17
	FIシステム事業部 (茨城県古河市等)	自動車部品 製造用設備	1,073	建物及び構築物 57
				機械装置及び運搬具 936
				工具器具備品 80
	古河事業所 (茨城県古河市)	遊休資産	41	建設仮勘定 41
上海三櫻汽車管路有限公司	中華人民共和国 上海市	自動車部品 製造用設備	20	機械装置及び運搬具 16
				工具器具備品 1
				その他 3
三櫻（重慶）汽車部件有限公司	中華人民共和国 重慶市	自動車部品 製造用設備	7	機械装置及び運搬具 4
				工具器具備品 3
天津三櫻飛躍汽車部件有限公司	中華人民共和国 天津市	自動車部品 製造用設備	63	工具器具備品 28
				建設仮勘定 36
三櫻（瀋陽）汽車部件有限公司	中華人民共和国 瀋陽市	自動車部品 製造用設備	80	建物及び構築物 1
				機械装置及び運搬具 77
				工具器具備品 1
				その他 2

会社名	場所	用途	減損額	内訳
ガイガーオートモーティブGmbH	ドイツ共和国 ムルナウ市等	自動車部品 製造用設備等	2,441	建物及び構築物 140
				機械装置及び運搬具 1,471
				工具器具備品 239
				建設仮勘定 475
				その他 116
ガイガーオートモーティブ シェンヤン Co., Ltd.	中華人民共和国 瀋陽市	自動車部品 製造用設備	79	建物及び構築物 11
				機械装置及び運搬具 63
				工具器具備品 5
				その他 1
ガイガーオートモーティブ USA Inc.	アメリカ合衆国 ジョージア州	自動車部品 製造用設備	833	建物及び構築物 59
				機械装置及び運搬具 739
				工具器具部品 33
				その他 1
ガイガーオートモーティブ de Mexico S. de R.L. de C.V.	メキシコ合衆国 ケレタロ市	自動車部品 製造用設備	201	建物及び構築物 26
				機械装置及び運搬具 172
				工具器具部品 2
				その他 2

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、管理会計上の区分等をもとにキャッシュ・フローの相互補完性を考慮したうえ、国内においては、製品種類に応じた事業部単位ごとに、海外においては、事業所または地域別に集約した事業拠点ごとに資産のグルーピングを行っております。また遊休資産については、個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。

三櫻工業(㈱)の車輌配管第一事業部、車輌配管第二事業部及びFIシステム事業部に供する上記自動車部品製造用設備については、営業活動による収益性の低下が認められ、短期的な回復が見込まれないため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,545百万円を減損損失として計上しております。

三櫻工業(㈱)の自動車部品開発用設備については、使用の用途を見直したことにより、今後の利用が見込まれないため、資産の帳簿価額の全額を減額し、当該減少額41百万円を減損損失として計上しております。

上海三櫻汽車管路有限公司、三櫻（重慶）汽車部件有限公司、天津三櫻飛躍汽車部件有限公司及び三櫻（瀋陽）汽車部件有限公司の自動車部品製造用設備については、減損の兆候が認識されたことから、今後の収益性を慎重に検証した結果、将来キャッシュ・フローの見積り総額が当該資産の帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額171百万円を減損損失として計上しております。

ガイガーオートモーティブ GmbH、ガイガーオートモーティブUSA Inc.、ガイガーオートモーティブシェンヤン Co.,Ltd.及びガイガーオートモーティブ Mexico S. de R.L. de C.V.の自動車部品製造用設備については、収益性改善に向けた取り組みの遅れなどにより、当初策定した計画を下回り、短期的な回復が見込まれないため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額3,553百万円を減損損失として計上しております。

(3) 回収可能価額の算定方法

三櫻工業(株)のFIシステム事業部の自動車部品製造用設備等の回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを5.1%で割り引いて算出した価額により評価しております。

ガイガーオートモーティブシェンヤン Co.,Ltd.の自動車部品製造用設備等の回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを8.2%で割り引いて算出した価額により評価しております。

ガイガーオートモーティブUSA Inc.の自動車部品製造用設備等の回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを7.5%で割り引いて算出した価額により評価しております。

三櫻工業(株)の車輛配管第一事業部、車輛配管第二事業部の自動車部品製造用設備、上海三櫻汽車管路有限公司、三櫻（重慶）汽車部件有限公司、天津三櫻飛躍汽車部件有限公司、三櫻（瀋陽）汽車部件有限公司及びガイガーオートモーティブ Mexico S. de R.L. de C.V.の自動車部品製造用設備についても使用価値を使用しておりますが、継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算出しております。

三櫻工業(株)の古河事業所の自動車部品開発用設備の回収可能価額は、将来の用途が定まっていないため、零として算出しております。

ガイガーオートモーティブ GmbHの回収可能価額は、土地については、不動産鑑定評価書に基づき算定しており、その他の資産については、使用価値を使用しておりますが、継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算出しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円未満四捨五入)

資本金	株主資本										自己株式 株合	株主資本計		
	資本剰余金			利益剰余金										
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	品質保証積立金	固定資産積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利剰合益金計				
当事業年度期首残高	3,481	2,969	28	2,998	760	100	30	24,351	1,699	26,941	△477	32,942		
当事業年度変動額														
剰余金の配当										△910	△910	△910		
当期純損失 (△)										△10,341	△10,341	△10,341		
自己株式の取得											△0	△0		
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)														
当事業年度変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	△11,251	△11,251	△0	△11,251		
当事業年度期末残高	3,481	2,969	28	2,998	760	100	30	24,351	△9,553	15,689	△477	21,691		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価差額等合計	
当事業年度期首残高	4,517	4,517	37,459
当事業年度変動額			
剰余金の配当			△910
当期純損失 (△)			△10,341
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△1,207	△1,207	△1,207
当事業年度変動額合計	△1,207	△1,207	△12,458
当事業年度期末残高	3,310	3,310	25,001

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与支出に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

製品の品質保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額及び個別案件に対する見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p>
(5) 役員退職引当金	<p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりますが、2007年6月27日付で役員退職慰労金制度を廃止したため、同日以降新規の引当計上を停止し、現任取締役及び監査役が同日以前に在任していた期間に応じて引当計上した額を計上しております。</p>
(6) 関係会社事業損失引当金	<p>関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当該関係会社に対する出資金額及び貸付金額等を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。</p>
(7) 債務保証損失引当金	<p>債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失の見積額を計上しております。</p>

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

上記減価償却累計額には、減損損失累計額4,288百万円が含まれております。

2. 保証債務

以下の関係会社及び従業員の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

ガイガー オートモーティブ GmbH	4,361百万円
株式会社エス・エス・エス	450百万円
ガイガー オートモーティブ USA Inc.	1,528百万円
天津三櫻飛躍汽車部件有限公司	345百万円
三櫻（重慶）汽車部件有限公司	66百万円
計	6,750百万円

3. 財務制限条項

当社は、取引金融機関とシンジケーション方式タームローン契約（総額3,000百万円）を締結しておりますが、当該契約には下記のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 各連結会計年度末の連結純資産額を、その直前の連結会計年度末又は2015年3月末期の連結純資産額のうち、いずれか大きい金額の75%以上とすること
- ② 2連結会計年度連続で連結営業利益をマイナスとしないこと

4. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的運用のため取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。契約極度額は10,000百万円ですが、当事業年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。

5. 偶発債務

当社及び当社の米国子会社は、自動車部品に関する競争法違反行為により損害を蒙ったとして、カナダにおいて損害賠償等を求める集団訴訟を提起されております。現時点では、当該訴訟が業績に与える金額及び時期を合理的に見積もることが出来ないため、その影響を財務諸表に反映していません。

6. 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	13,345百万円
長期金銭債権	4,076百万円
短期金銭債務	371百万円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	19,179百万円
営業費用	8,298百万円
営業取引以外の取引高	220百万円

2. 和解金

当社及び当社の米国子会社は、自動車部品に関する競争法違反行為により損害を蒙ったとして、2017年より米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所において損害賠償等を求める集団民事訴訟を提起されておりましたが、本件訴訟の長期化に伴う訴訟関係費用の増大や経営に与える影響等を総合的に勘案し、原告である最終購入者および自動車ディーラーとの間で協議を進めた結果、2019年4月10日に和解合意に至り、当該和解金額を特別損失として計上しております。

3. 関係会社株式評価損

当社子会社であるガイガーオートモーティブUSA Inc.及びガイガーオートモーティブ de Mexico S. de R.L. de C.V.に係るものであります。

4. 関係会社出資金評価損

上海三櫻汽車管路有限公司及びサンオー ヨーロッパ GmbHに係るものであります。

5. 貸倒引当金繰入額

当社子会社であるガイガーオートモーティブ GmbHの貸付金及び未収利息、ガイガーオートモーティブUSA Inc.の貸付金に係るものであります。

6. 債務保証損失引当金繰入額

当社子会社であるガイガーオートモーティブ GmbHの債務保証に係るものであります。

7. 関係会社事業損失引当金繰入額

ガイガーオートモーティブ de Mexico S. de R.L. de C.V.の事業損失に係るものであります。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 716,753株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	18百万円
賞与引当金	226百万円
製品保証引当金	140百万円
未払金	485百万円
退職給付引当金	784百万円
長期未払金	212百万円
有形固定資産	13百万円
減損損失	1,161百万円
貸倒引当金	1,622百万円
事業損失引当金	232百万円
債務保証損失引当金	125百万円
関係会社出資金評価損	2,655百万円
関係会社株式評価損	1,059百万円
その他	272百万円
繰延税金資産小計	9,003百万円
評価性引当額	△6,405百万円
繰延税金資産合計	2,598百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,401百万円
固定資産圧縮積立金	13百万円
繰延税金負債合計	1,414百万円
繰延税金資産の純額	1,184百万円

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の割合 (被所有割合)	関係の内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	サンオーネットアメリカ Inc.	(所有)直接 100%	兼任2名	当社製品の販売先	当社製品の販売等	3,769	売掛金	1,571
	サンオーネットインダストリアルデメキシコ S.A.D.E C.V.	(所有)直接 97.85%	兼任3名	当社製品の販売先	当社製品の販売等 資の回収 貸付金の利息	2,720 1,055 18	売掛金 貸付金	935 -
	サンオーネット ドウ ブラジル	(所有)直接 100%	兼任1名	資金の援助	資金の貸付 貸付金の回収 貸付金の利息	159 10 26	貸付金 未収利息	797 11
	ガイガーオートモーティブ GmbH	(所有)間接 100%	兼任なし	資金の援助	資金の貸付 資金の回収 貸付金の利息 保証債務	968 1,370 50 4,361	貸付金 未収利息	2,264 67
	ガイガーオートモーティブ USA Inc.	(所有)間接 100%	兼任2名	資金の援助	資金の貸付 資金の回収 貸付金の利息 増資の実行 保証債務	1,628 720 106 1,117 1,528	貸付金 未収利息	4,371 122
	フルトンプロダクツ工業(株)	(所有)直接 100%	兼任4名	当社製品の仕入先	当社製品の仕入等	5,842	買掛金	263
	株エス・エス・エス	(所有)間接 100%	兼任5名	資金の援助	資金の貸付	-	貸付金 未収利息	725 0

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
 2. 製品の販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。
 3. 保証債務は子会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っており、保証料は受取っております。
 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
 5. サンオーネット ブラジルの貸付金については、当事業年度において貸倒引当金を135百万円及び貸倒引当金線入額を105百万円計上しております。
 6. ガイガーオートモーティブ GmbHの貸付金及び未収利息については、当事業年度において貸倒引当金及び貸倒引当金線入額を2,296百万円計上しております。また同社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。当事業年度において420百万円の債務保証損失引当金線入額を計上しており、当事業年度末の債務保証損失引当金残高は420百万円であります。
 7. ガイガーオートモーティブ USA Inc.の貸付金については、当事業年度において貸倒引当金及び貸倒引当金線入額を1,897百万円計上しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	686円92銭
2. 1株当たり当期純損失	284円14銭

VIII. その他の注記

1. 減損損失

(1) 減損損失を計上した資産

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失1,586百万円を計上しました。内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円未満四捨五入)

場所	用途	減損額	内訳
車輌配管第一事業部 (埼玉県加須市等)	自動車部品 製造用設備	293	建物 10
			機械装置 138
			工具器具備品 122
			その他 24
車輌配管第二事業部 (滋賀県甲賀市等)	自動車部品 製造用設備	178	建物 19
			構築物 1
			機械装置 123
			車輌運搬具 9
			工具器具備品 9
			その他 17
FIシステム事業部 (茨城県古河市等)	自動車部品 製造用設備	1,073	建物 55
			構築物 2
			機械装置 936
			車輌運搬具 0
			工具器具備品 80
古河事業所 (茨城県古河市)	遊休資産	41	建設仮勘定 41

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は、管理会計上の区分等をもとにキャッシュ・フローの相互補完性を考慮したうえ、製品種類に応じた事業部単位ごとに資産のグルーピングを行っております。また遊休資産については、個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。

車輛配管第一事業部、車輛配管第二事業部及びFIシステム事業部に供する上記自動車部品製造用設備については、営業活動による収益性的低下が認められ、短期的な回復が見込まれないため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,545百万円を減損損失として計上しております。

古河事業所の自動車部品開発用設備については、使用の用途を見直したことに伴い、今後の利用が見込まれないため、資産の帳簿価額の全額を減額し、当該減少価額41百万円を減損損失として計上しております。

(3) 回収可能価額の算定方法

FIシステム事業部の自動車部品製造用設備等の回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを5.1%で割り引いて算出した価額により評価しております。

車輛配管第一事業部、車輛配管第二事業部の自動車部品製造用設備の自動車部品製造用設備についても使用価値を使用しておりますが、継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算出しております。

古河事業所の自動車部品開発用設備の回収可能価額は、将来の用途が定まっていないため、零として算出しております。

以 上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。